

『建築基準法及び同大阪府条例 質疑応答集[改訂6版] (Q&A)』  
掲載等の誤りについて

本協議会監修『建築基準法及び同大阪府条例 質疑応答集[改訂6版] (Q&A)』(平成23年4月15日発行)に関して、今般、下記のとおり、掲載に誤りがあることが判明しましたので、お知らせします。

なお、大阪府建築基準法施行条例(昭和46年大阪府条例第4号)につきまして、平成13年より大阪府ホームページ(例規集)に掲載しているところですが、こちらについても、同様の誤りがあることを申し添えます。

大阪府ホームページ(例規集)に関しましては、修正時期が平成26年5月となりますので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

記

建築基準法及び同大阪府条例 質疑応答集[改訂6版] (Q&A) P.123  
大阪府例規集 ([http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki\\_menu.html](http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_menu.html))

**第46条(廊下の幅)**

共同住宅、寄宿舎又は下宿における共用の廊下(令第119条の規定の適用を受けるものを除く。)の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

**【誤】下線部**

廊下の種別		廊下の配置	両側に居室がある廊下における場合(単位センチメートル)	その他の廊下における場合(単位センチメートル)
共同住宅	住戸又は住室の床面積の合計が <b>50</b> 平方メートル以下の階におけるもの		<b>90</b>	<b>90</b>
	住居又は住室の床面積の合計が <b>50</b> 平方メートルを超え <b>100</b> 平方メートル以下の階におけるもの		<b>120</b>	<b>90</b>
寄宿舎又は下宿	居室の床面積の合計が <b>100</b> 平方メートル以下の階におけるもの		<b>90</b>	<b>90</b>
	居室の床面積の合計が <b>100</b> 平方メートルを超え <b>300</b> 平方メートル以下の階におけるもの		<b>120</b>	<b>90</b>

**【正】下線部**

廊下の種別		廊下の配置	両側に居室がある廊下における場合(単位センチメートル)	その他の廊下における場合(単位センチメートル)
共同住宅	住戸又は住室の床面積の合計が <b>50</b> 平方メートル以下の階におけるもの		<b>90</b>	<b>90</b>
	住居又は住室の床面積の合計が <b>50</b> 平方メートルを超え <b>100</b> 平方メートル以下の階におけるもの		<b>120</b>	<b>90</b>
寄宿舎又は下宿	居室の床面積の合計が <b>100</b> 平方メートル以下の階におけるもの		<b>90</b>	<b>90</b>
	居室の床面積の合計が <b>100</b> 平方メートルを超え <b>200</b> 平方メートル以下の階におけるもの		<b>120</b>	<b>90</b>